



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
 第一号様式

【表紙】

【提出書類】

変更報告書No.3

【根拠条文】

法第 27 条の 25 第 1 項

【提出先】

関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】

東京青山・青木法律事務所
 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所
 （外国法共同事業）

弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号

【報告義務発生日】

平成 18 年 12 月 4 日

【提出日】

平成 18 年 12 月 11 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

7 名

【提出形態】

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	コニカミノルタホールディングス株式会社
会社コード	4902
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部、大証 1 部
本店所在地	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 1

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・アセット・マネジメント・リミテッド (Templeton Asset Management Ltd.)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国 038987、サンテック・タワー・ワン #38-03、テマセク・ブルヴァール 7
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1992年9月28日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			1,787,800
新株予約権証券(株)	A		F 0
新株予約権付社債券(株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計(株)	K	L	M 1,787,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数(総数)	O		1,787,800

(K+L+M-N)	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P —

②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 4 日現在)	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.34%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.38%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価 (円)
該当なし。				

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	2,181,417
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	2,181,417

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・アドバイザーズ・インク (Franklin Advisors, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、94403-1906、カリフォルニア州、サン・マテオ、ワ ン・フランクリン・パークウェイ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年10月29日
代表者氏名	バーバラ・ジェイ・グリーン
代表者役職	秘書役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			13,000
新株予約権証券 (株)	A		F 0
新株予約権付社債券 (株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計 (株)	K	L	M 13,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		13,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 4 日現在)	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q) × 100)		0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.00%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価 (円)
該当なし。				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	13,634
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	13,634

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド (Templeton Global Advisors Limited)
住所又は本店所在地	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、BOX N-7759
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1992年7月17日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	執行副社長、秘書役
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			40,634,169
新株予約権証券(株)	A		F 0
新株予約権付社債券(株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計(株)	K	L	M 40,634,169
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		40,634,169
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年12月4日現在)	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		7.64%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.76%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価(円)
平成18年10月6日	株 券	1,500株	取得	1,641.33
平成18年10月11日	株 券	1,500株	取得	1,665.50
平成18年10月12日	株 券	14,000株	取得	1,682.07
平成18年10月19日	株 券	4,000株	取得	1,655.10
平成18年10月23日	株 券	1,500株	取得	1,636.33
平成18年10月27日	株 券	4,000株	取得	1,611.88
平成18年11月2日	株 券	2,500株	取得	1,555.00
平成18年11月6日	株 券	1,500株	取得	1,724.00
平成18年11月15日	株 券	1,000株	取得	1,776.50
平成18年11月22日	株 券	4,000株	取得	1,666.00
平成18年11月29日	株 券	3,500株	取得	1,704.14

平成 18 年 11 月 30 日	株 券	4,000 株	取得	1,692.13
-------------------	-----	---------	----	----------

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	46,987,882
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	46,987,882

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所 在 地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所 在 地

4 【提出者（大量保有者）／4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド (Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード8、ザ チャーターハウス 17階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴーワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			1,082,500
新株予約権証券 (株)	A		F 0
新株予約権付社債券 (株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合 計 (株)	K	L	M 1,082,500
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		1,082,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 4 日現在)	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.20%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0.14%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価 (円)
平成 18 年 10 月 11 日	株 券	500 株	取得	1,665.50
平成 18 年 10 月 18 日	株 券	500 株	取得	1,646.00
平成 18 年 10 月 19 日	株 券	1,000 株	取得	1,655.10
平成 18 年 10 月 20 日	株 券	1,500 株	取得	1,638.67
平成 18 年 10 月 25 日	株 券	5,000 株	取得	1,653.00
平成 18 年 10 月 30 日	株 券	4,000 株	取得	1,568.75
平成 18 年 11 月 1 日	株 券	5,000 株	取得	1,564.80
平成 18 年 11 月 8 日	株 券	18,000 株	取得	1,768.53
平成 18 年 11 月 10 日	株 券	2,500 株	取得	1,820.00
平成 18 年 11 月 15 日	株 券	3,000 株	取得	1,792.67
平成 18 年 11 月 17 日	株 券	2,500 株	取得	1,788.80

平成 18 年 11 月 27 日	株 券	3,500 株	取得	1,664.00
平成 18 年 11 月 28 日	株 券	1,500 株	取得	1,655.00
平成 18 年 12 月 4 日	株 券	63,500 株	取得	1,704.02

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	1,306,709
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	1,306,709

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

5 【提出者（大量保有者）／5】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ローリー・エー・ウェーバー
代表者役職	副社長・アシスタントセクレタリー
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2) 【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			9,463,000
新株予約権証券 (株)	A		F 0
新株予約権付社債券 (株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計 (株)	K	L	M 9,463,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		9,463,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 4 日現在)	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		1.78%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		1.83%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価 (円)
平成 18 年 10 月 10 日	株 券	5,000 株	処分	1,659.80
平成 18 年 10 月 17 日	株 券	33,000 株	処分	1,680.58
平成 18 年 10 月 26 日	株 券	2,000 株	処分	1,639.00
平成 18 年 12 月 4 日	株 券	3,500 株	取得	1,679.43

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	9,903,424
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	9,903,424

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

6【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート 5
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	サラ・マッキントッシュ
代表者役職	法律・財務担当重役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			1, 299, 434
新株予約権証券 (株)	A		F 0
新株予約権付社債券 (株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計 (株)	K	L	M 1, 299, 434
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		1, 299, 434
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 4 日現在)	Q	531, 664, 337
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0. 24%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		0. 26%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価 (円)
平成 18 年 11 月 16 日	株 券	14, 500 株	処分	1, 808. 00

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	1,188,928
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	1,188,928

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

7【提出者（大量保有者）／7】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・templton・インベストメンツ株式会社
住所又は本店所在地	〒104-0041 東京都中央区京橋2丁目14番1号 兼松ビルディング6階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1996年9月25日
代表者氏名	松本幸三
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 西田 武
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)			938,000
新株予約権証券 (株)	A		F 0
新株予約権付社債券 (株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合 計 (株)	K	L	M 938,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		938,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 12 月 4 日現在)	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.18%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価 (円)
平成 18 年 10 月 11 日	株 券	11,500 株	処分	1,673.61
平成 18 年 10 月 20 日	株 券	2,000 株	取得	1,637.00
平成 18 年 11 月 1 日	株 券	2,000 株	取得	1,563.00
平成 18 年 11 月 14 日	株 券	193,000 株	取得	1,768.25
平成 18 年 11 月 15 日	株 券	49,000 株	取得	1,790.84
平成 18 年 11 月 21 日	株 券	136,500 株	取得	1,769.44
平成 18 年 11 月 24 日	株 券	2,000 株	取得	1,658.50
平成 18 年 11 月 28 日	株 券	3,000 株	処分	1,659.50
平成 18 年 11 月 30 日	株 券	16,000 株	処分	1,688.94

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	
借入金額計 (S) (千円)	
その他金額計 (T) (千円)	1,507,612
上記 (T) の内訳	顧客資金
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	1,507,612

② 【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド
(Templeton Asset Management Ltd.)

- (2) フランクリン・アドバイザーズ・インク
(Franklin Advisors, Inc.)

- (3) テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド
(Templeton Global Advisors Limited)

- (4) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド
(Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)

- (5) テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー
(Templeton Investment Counsel, LLC)

- (6) フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Franklin Templeton Investment Management Limited)

- (7) フランクリン・テンブルトン・インベストメンツ株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			55,217,903
新株予約権証券(株)	A		F 0
新株予約権付社債券(株)	B		G 0
対象有価証券カバードワラント	C		H 0
株券預託証券			0
株券関連預託証券	D		I 0
対象有価証券償還社債	E		J 0
合計(株)	K	L	M 55,217,903
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		—
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		55,217,903
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		—

②【株券等保有割合】

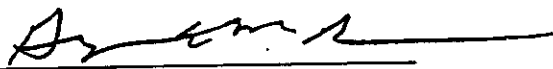
発行済株式総数（株） （平成 18 年 12 月 4 日現在）	Q	531,664,337
上記提出者の 株券等保有割合（%） $(O/(P+Q) \times 100)$		10.39%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		9.38%

POWER OF ATTORNEY

Templeton Asset Management Ltd., (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 2th day of January 2005.

Templeton Asset Management Ltd.

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・アセット・マネジメント・リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Advisers, Inc. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 30th day of October 2005.

Franklin Advisers, Inc.

By: _____

Barbara J. Green

Secretary

<訳文>

委 任 状

フランクリン・アドバイザーズ・インク（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年10月3日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・アドバイザーズ・インク

(署 名)

バーバラ・ジェイ・グリーン

秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

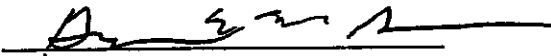


POWER OF ATTORNEY

Templeton Global Advisors Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Templeton Global Advisors Limited



Gregory E. McGowan
Executive Vice President and Secretary

<訳文>

委任状

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

（署名）

グレゴリー・イー・マクゴーン

執行副社長、秘書役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments (Asia) Limited, (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12th day of January 2005.

Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.

By: 

Gregory E. McGowan

Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド

(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 5th day of January 2006

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Lori A. Weber

Title: Vice President & Assistant
Secretary

<訳文>

委 任 状

テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2006年1月5日本委任状に適式に署名する。

テンプレトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー

(署 名)

ローリー・エー・ウェーバー

副社長・アシスタントセクレタリー

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 21 day of September 2005.

Franklin Templeton Investment Management Limited

By: Sara MacIntosh

Sara A. MacIntosh

Company Secretary

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプレトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2005年9月29日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプレトン・インベストメント・
マネジメント・リミテッド

（署 名）

サラ・エイ・マッキントッシュ
法律・財務担当重役

上記正訳しました

弁護士 小野雄作



POWER OF ATTORNEY

Franklin Templeton Investments Japan Limited. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 16th day of March 2006.

Franklin Templeton Investments Japan Limited.

By: _____

Koza Matsumoto

Representative Director

<訳文>

委 任 状

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2006年3月16日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社

(署 名)

松 本 幸 三
代表取締役

上記正訳しました
弁護士 小 野 雄

